

○朝倉市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例

平成18年3月20日

条例第132号

改正 平成18年9月29日条例第220号

平成20年3月26日条例第7号

平成20年6月27日条例第22号

平成26年9月30日条例第13号

平成26年12月24日条例第23号

平成28年3月23日条例第12号

平成28年7月29日条例第31号

(目的)

第1条 この条例は、母子家庭の母及び児童、父子家庭の父及び児童並びに父母のない児童の心身の健康の向上に寄与するため、医療保険各法に基づき医療を受けた場合に、自己負担をしなければならない費用を公費で負担する措置を講じ、もって母子家庭の母及び児童、父子家庭の父及び児童並びに父母のない児童の福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 母子家庭の母 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号。以下「法」という。）第6条第1項に規定する配偶者のない女子であって18歳未満の児童（4月2日以降翌年3月31日までの間に18歳に達する者を含む。以下同じ。）を現に扶養しているものをいう。
- (2) 父子家庭の父 法第6条第2項に規定する配偶者のない男子であって18歳未満の児童を現に扶養しているものをいう。
- (3) 児童 母子家庭の母又は父子家庭の父に現に扶養されている18歳未満の児童（6歳に達する日以後の最初の3月31日までにある者を除く。以下同じ。）をいう。
- (4) 父母のない児童 法附則第3条に規定する父母のない児童のうち18歳未

満の児童をいう。

(5) 医療保険各法 次に掲げる法律をいう。

ア 健康保険法（大正11年法律第70号）

イ 船員保険法（昭和14年法律第73号）

ウ 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）

エ 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）

オ 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）

カ 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）

キ 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）

(対象者)

第3条 この条例により医療費の支給を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、母子家庭の母及び児童、父子家庭の父及び児童並びに父母のない児童であって、次に該当するものとする。

(1) 朝倉市の区域内に住所を有する者であること。

(2) 医療保険各法の規定による被保険者、組合員若しくは加入者又は被扶養者であること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者から除くものとする。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者

(2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）により医療支援給付を受けている者

(3) 母子家庭の母の前年の所得（1月から9月までの間に受ける医療に係る医療費については、前々年の所得とする。以下同じ。）が児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号。以下「施行令」という。）第2条の4第2項に規定する額以上であるときの当該母子家庭の母及びその児童

(4) 母子家庭の母の配偶者又は民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者で、その母と生計を一にするものの前年の所得が施行令第2条の4第8項に規定する額以上であるときの当該母子家庭の母及びその

児童

- (5) 父子家庭の父の前年の所得が施行令第2条の4第2項に規定する額以上であるときの当該父子家庭の父及びその児童
- (6) 父子家庭の父の配偶者又は民法第877条第1項に定める扶養義務者で、その父と生計を一にするものの前年の所得が施行令第2条の4第8項に規定する額以上であるときの当該父子家庭の父及びその児童
- (7) 父母のない児童を養育する者の配偶者又はその養育者の生計を維持する民法第877条第1項に定めるものの前年の所得が施行令第2条の4第8項に規定する額以上であるときの当該父母のない児童
- (8) 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第4条第1項第1号ロ若しくはニの規定に該当し、かつ、母がない児童、同項第2号ロ若しくはニの規定に該当し、かつ、父がない児童又は施行令第2条の3に規定する児童（以下「父母が死亡した児童等」という。）を養育する者の前年の所得が施行令第2条の4第7項に規定する額以上であるときの当該父母が死亡した児童等
- (9) 父母のない児童のうち前号で規定する父母が死亡した児童等を除いた児童を養育する者の前年の所得が、施行令第2条の4第2項に規定する額以上であるときの当該父母のない児童

3 前項第3号から第9号までに規定する所得は、施行令第4条第1項及び第2項の規定により算出した額とする。

（ひとり親家庭等医療費の支給）

第4条 朝倉市は、対象者の疾病又は負傷について、医療保険各法の規定による療養に関する給付が行われた場合において、当該療養に要する費用（以下「医療費」という。）のうち医療保険各法の規定により療養に関する給付を行う全国健康保険協会、健康保険組合、市町村、国民健康保険組合、共済組合、日本私立学校振興・共済事業団及び後期高齢者医療広域連合（以下「医療保険各法の保険者」と総称する。）が負担すべき額（医療保険各法以外の法令等により国又は地方公共団体が別に負担する額がある場合は、これを加えて得た額）が医療費の額に満たないときは、対象者に対し、その満たない額に相当する額（食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額は含まない。以下「自己負担分相当額」という。）を、ひとり親家庭等医療費

として支給する。ただし、当該ひとり親家庭等医療費のうち、医療機関（薬局を除く。）ごとに次に規定する額については支給しない。

(1) 入院の場合 1日につき500円（ただし、1月につき3,500円を限度とする。）

(2) 前号に規定するもの以外の場合 1月につき800円（ただし、自己負担分相当額が800円に満たない額の場合は、当該額）

2 歯科診療と歯科診療以外の診療を併せて行う場合は、歯科診療と歯科診療以外の診療は、別の医療機関の診療とみなす。

3 第1項の医療費の額は、健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額とする。ただし、現に要した費用の額を超えることができない。

(受給資格の認定)

第5条 ひとり親家庭等医療費の支給を受けようとする者は、規則の定めるところにより、あらかじめ、市長に対し申請をし、ひとり親家庭等医療費の受給資格の認定を受けなければならない。当該認定を受けた者が毎年10月1日以降引き続きひとり親家庭等医療費の支給を受けようとする場合においても、また、同様とする。

(ひとり親家庭等医療証の交付)

第6条 市長は、前条の規定に基づき、受給資格の認定を受けた者（以下「受給資格者」という。）に対し、規則の定めるところにより、ひとり親家庭等医療証を交付するものとする。

2 市長は、医療保険各法の保険者が負担すべき額とこの条例によるひとり親家庭等医療費が重複して支給されるおそれがあるときは、前項の規定にかかわらず、ひとり親家庭等医療証を交付しないものとする。

(ひとり親家庭等医療証の提出)

第7条 受給資格者は、規則で定める病院、診療所、薬局及び訪問看護ステーション（以下「保険医療機関等」という。）において医療を受けようとするときは、当該保険医療機関等にひとり親家庭等医療証を提出するものとする。

(支給の方法)

第8条 市長は、ひとり親家庭等医療費として支給すべき費用を保険医療機関等の請求に基づき、受給資格者に代わり、当該保険医療機関等に支払うものとする。

2 前項の規定による支払があったときは、受給資格者に対しひとり親家庭等医療費の支給があったものとみなす。

3 市長は、医療保険各法による療養費の支給がなされたときその他市長が第1項の方法により難いと認めたときは、同項の規定にかかわらず、受給資格者に対しひとり親家庭等医療費を支給することができる。

(届出義務)

第9条 受給資格者は、氏名、住所その他の規則で定める事項に変更があったときは、速やかに、市長に届け出なければならない。

(損害賠償との調整)

第10条 市長は、受給資格者が疾病又は負傷に関し、損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、ひとり親家庭等医療費の全部若しくは一部を支給せず、又は既に支給したひとり親家庭等医療費の額に相当する金額を返還させることができる。

(不正利得の返還)

第11条 市長は、偽りその他不正の行為によってひとり親家庭等医療費の支給を受けた者があるときは、その者からその支給を受けた額に相当する額の全部又は一部を返還させることができる。

(報告等)

第12条 市長は、ひとり親家庭等医療費の支給に関し、必要があると認めるときは、受給資格者その他関係者に対し、必要な事項の報告、文書の提出、若しくは文書の提示を求め、又は受給資格者その他関係者に質問若しくは照会させることができる。

(受給権の保護)

第13条 ひとり親家庭等医療費の支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年3月20日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の甘木市母子家庭等医療費の支給に関する条例（昭和58年甘木市条例第20号）、朝倉町母子家庭等医療費の支給に関する条例（昭和58年朝倉町条例第12号）又は杷木町母子家庭等医療費の支給に関する条例（昭和58年杷木町条例第16号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成18年条例第220号）

この条例は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成20年条例第7号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年条例第22号）

(施行期日等)

- 1 この条例は、平成20年10月1日（以下「施行日」という。）から施行し、改正後の朝倉市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第3条第2項第2号の規定は、平成20年4月1日から適用する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 市長は、施行日前においても、改正後の条例第3条の対象者に係る受給資格の認定を行い、及び受給資格者に対してひとり親家庭等医療証を交付することができる。

(経過措置)

- 3 施行日から平成22年9月30日までの間に行われる診療分に限り、改正前の朝倉市母子家庭等医療費の支給に関する条例第2条第4号の規定による受給資格者であった一人暮らしの寡婦（施行日以後、高齢者の医療の確保に関する法律の規定による医療を受けることができる者及び前年の所得が児童扶養手当法施行令第2条の4第2項に規定する額を超える者は除く。）については、引き続き改正後の条例の対象者とみなして、改正後の条例の規定を適用する。この場合において、改正後の条例第4条第1項第1号中「入院の場合 1日につき500円（ただし、1月につき3,500円を限度とする。）」とあるのは平成20年10月1日から平成21年9月30日までの間は、「入院の場合 1月につき1万2,000円（ただし、自己負担分相当額が1万2,000円に満たない額の場合は、当該額）」と、平成

21年10月1日から平成22年9月30日までの間は、「入院の場合 1月につき2万4,000円（ただし、自己負担分相当額が2万4,000円に満たない額の場合は、当該額）」と、改正後の条例第4条第1項第2号中「前号に規定するもの以外の場合 1月につき800円（ただし、自己負担分相当額が800円に満たない額の場合は、当該額）」とあるのは平成20年10月1日から平成21年9月30日までの間は、「前号に規定するもの以外の場合 1月につき1,000円（ただし、自己負担分相当額が1,000円に満たない額の場合は、当該額）」と、平成21年10月1日から平成22年9月30日までの間は、「前号に規定するもの以外の場合 1月につき2,000円（ただし、自己負担分相当額が2,000円に満たない額の場合は、当該額）」とする。

附 則（平成26年条例第13号）

この条例は、平成26年10月1日から施行する。

附 則（平成26年条例第23号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年条例第12号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年条例第31号）

この条例は、平成28年8月1日から施行する。ただし、第4条第1項の改正規定については、公布の日から施行する。

○朝倉市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例施行規則

平成18年3月20日

規則第79号

改正 平成20年9月29日規則第74号

平成28年7月29日規則第47号

(趣旨)

第1条 この規則は、朝倉市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例（平成18年朝倉市条例第132号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(受給資格の認定申請の手続)

第3条 条例第5条の規定により、ひとり親家庭等医療費の受給資格の認定を受けようとする者は、ひとり親家庭等医療費受給資格認定申請書に次に掲げる書類を添え、これを市長に提出しなければならない。ひとり親家庭等医療費の受給資格の認定を受けた者が、同条後段の規定により、あらためてひとり親家庭等医療費の受給資格の認定を受けようとする場合においても同様とする。

(1) 医療保険各法の規定による被保険者証、組合員証又は加入者証

(2) 条例第3条に規定する対象者であることを証する書類

(3) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定により添付しなければならない書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類の添付を省略させることができる。

(ひとり親家庭等医療証の交付等)

第4条 条例第6条第1項に規定するひとり親家庭等医療証（以下「医療証」という。）の交付は、市長が交付の可否を審査した上、行うものとする。

2 市長は、条例第6条第2項の規定により、医療証の交付をしないものと決定したときは、その理由を付して、当該受給資格者に対し通知するものとする。

(医療証の更新申請等)

第5条 受給資格者は、毎年8月1日から同月31日までの間に、ひとり親家庭等医

療証更新申請書により医療証の更新を申請することができる。

- 2 第3条の規定は、前項の規定による医療証の更新申請について準用する。
- 3 受給資格者は、医療証の有効期限が満了したときは、当該医療証を速やかに市長に返還しなければならない。

(医療証の再交付)

第6条 受給資格者は、医療証を破り、汚し、又は失ったときは、ひとり親家庭等医療証再交付申請書を市長に提出して、医療証の再交付を受けることができる。

- 2 医療証を破り、又は汚した場合における前項の申請書には、その医療証を添えなければならない。
- 3 受給資格者は、医療証の再交付を受けた後、失った医療証を発見したときは、速やかに、市長に返還しなければならない。

(保険医療機関等)

第7条 条例第7条に規定する規則で定める病院、診療所、薬局及び訪問看護ステーション（以下「保険医療機関等」という。）は、次に掲げるとおりとする。

(1) 健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項第1号の保険医療機関及び保険薬局並びに同法第88条の指定訪問看護事業者が運営する訪問看護ステーション

(2) 前号に掲げるもののほか、市長の定める病院、診療所又は薬局

(ひとり親家庭等医療費の請求)

第8条 保険医療機関等は、条例第8条第1項の規定により、ひとり親家庭等医療費の支払を市長に請求しようとするときは、請求書を市長に提出しなければならない。ただし、対象者が国民健康保険の被保険者以外にあっては、子障親医療費請求書又は子障親訪問看護療養費請求書を提出するものとする。

(ひとり親家庭等医療費の支給申請)

第9条 受給資格者は、条例第8条第3項の規定により、ひとり親家庭等医療費の支給を受けようとするときは、必要な証拠書類を添えてひとり親家庭等医療費支給申請書を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、受給資格者が国民健康保険の被保険者であって、当該受給資格者に係るひとり親家庭等医療費の額を公簿等によって確認できるときは、前項の証拠書類の

提出を省略させることができる。

(ひとり親家庭等医療費に関する決定の通知)

第10条 市長は、前条第1項の規定による申請書が提出された場合においてひとり親家庭等医療費の支給に関する決定をしたときは、文書をもってその内容を申請者に通知するものとする。この場合において、ひとり親家庭等医療費の全部又は一部につき不支給の決定をしたときは、その理由を付記するものとする。

(届出事項)

第11条 条例第9条に規定する規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 受給資格者の住所及び氏名
- (2) 被保険者、組合員又は加入者の住所及び氏名
- (3) 保険者
- (4) 保険給付の内容
- (5) 受給資格に関する事項
- (6) その他市長が必要と認める事項

2 受給資格者は、条例第9条の規定により、届出をしようとするときは、ひとり親家庭等医療変更届に医療証を添え、これを市長に提出しなければならない。

3 受給資格者は、条例第3条に規定する受給資格要件に該当しなくなったときは、ひとり親家庭等医療費受給資格喪失届に医療証を添えて、これを市長に提出しなければならない。

4 受給資格者は、ひとり親家庭等医療費の支給理由が第三者の行為によって生じたものであるときは、その旨を直ちに、市長に届け出なければならない。

(受給資格の喪失の特例)

第12条 受給資格者は、次の各号に掲げる場合は、当該各号に定める日の翌日に受給資格を喪失するものとする。

- (1) 母子家庭又は父子家庭でなくなったとき（婚姻による場合を除く。） 母子家庭又は父子家庭でなくなった日の属する月の末日
- (2) 父母のない児童でなくなったとき 父母のない児童でなくなった日の属する月の末日
- (3) 母子家庭の母又は父子家庭の父が扶養する児童又は父母のない児童が18

歳に達したとき 最も早く到来する3月31日

- (4) 受給資格者が死亡したとき 死亡の日。ただし、児童が死亡したため受給資格の要件に該当しなくなった母子家庭の母又は父子家庭の父が現に医療を受けている場合は、児童が死亡した日の属する月の末日

(様式)

第13条 この規則の施行に関し必要な文書の様式は、次のとおりとする。

- (1) ひとり親家庭等医療費受給資格（認定・更新）申請書兼台帳 様式第1号
- (2) ひとり親家庭等医療証 様式第2号
- (3) ひとり親家庭等医療証再交付申請書 様式第3号
- (4) 子障親医療費請求書（医科、歯科用） 様式第4号
- (5) 子障親医療費請求書（調剤用） 様式第5号
- (6) 子障親訪問看護療養費請求書 様式第6号
- (7) ひとり親家庭等医療費支給申請書 様式第7号
- (8) ひとり親家庭等医療変更届 様式第8号
- (9) ひとり親家庭等医療費受給資格喪失届 様式第9号

(その他)

第14条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年3月20日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、合併前の甘木市母子家庭等医療費の支給に関する条例施行規則（昭和58年甘木市規則第19号）、朝倉町母子家庭等医療費の支給に関する条例施行規則（昭和58年朝倉町規則第9号）又は杷木町母子家庭等医療費の支給に関する条例施行規則（昭和58年杷木町規則第3号）（以下これらを「合併前の規則」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

- 3 施行日の前日までに、合併前の規則の規定により交付された母子家庭等医療証は、

平成17年度の間に限り、この規則の規定により交付された母子家庭等医療証とみなす。

附 則（平成20年規則第74号）

（施行期日等）

- 1 この規則は、平成20年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 市長は、改正後の朝倉市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）の規定により、朝倉市母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例（平成20年朝倉市条例第22号）による受給資格の認定及び受給資格者に対するひとり親家庭等医療証の交付の手続をすることができる。

（経過措置）

- 3 施行日から平成22年9月30日までの間に行われる診療分に限り、改正前の朝倉市母子家庭等医療費の支給に関する条例第2条第4号の規定による受給資格者であった一人暮らしの寡婦（施行日以後、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による医療を受けることができる者及び前年の所得が児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）第2条の4第2項に規定する額を超える者は除く。）については、改正後の規則の規定を適用する。この場合において、一人暮らしの寡婦でなくなったとき（婚姻による場合を除く。）は、その日の属する月の末日の翌日に受給資格を喪失するものとする。

附 則（平成28年規則第47号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成28年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項及び第3項の規定は、平成28年8月1日から施行する。
- 2 施行日以降においてひとり親家庭等医療費の支給を受けようとする者は、施行日前においても、この規則による改正後の朝倉市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）の規定により、ひとり親家庭等医療費の受給資格の認定を申請することができる。

3 市長は、前項の規定により認定の申請があった場合は、施行日前においても、新規則の規定により、ひとり親家庭等医療費の受給資格の認定及び受給資格者に対するひとり親家庭等医療証の交付の手続をすることができる。